

# 令和8年度歯と口の健康週間事業実施要領

## 1 目的

歯と口の健康週間（以下「週間」という。）は、歯と口の健康に関する正しい知識を県民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより歯の寿命を延ばし、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

## 2 標語

歯みがきは 体を守る 最前線

## 3 本年度の重点目標

### 心と体を支える歯と口の健康づくり

#### ～生涯にわたる口腔健康管理の推進～

乳幼児期から高齢期まですべてのライフステージにおける歯と口の健康に関する正しい知識を啓発するとともに、適切なセルフケアと定期的なプロフェッショナルケアを推進することが、健やかな心と体を育むために重要であることから、「心と体を支える歯と口の健康づくり」を重点目標とする。

## 4 実施時期

令和8年6月4日（木）から同年6月10日（水）までとする。

## 5 主催

鳥取県、鳥取県教育委員会及び一般社団法人鳥取県歯科医師会

## 6 実施事業

主催者は、相互に連絡を取り、「週間」に行われる次の事業の普及・啓発を図る。

### (1) 広報機関等による普及・啓発

報道機関へ各種資料を提供すること等により、「週間」の普及・啓発を図る。

### (2) 各種催物等の開催

講習会、講演会、映画会、スライドフォーラム、展示会等を開催して、「週間」の趣旨の理解を図る。

### (3) 口腔診査と歯科保健指導・相談等の実施

保健所、市町村保健センター、保育所、幼稚園、小中学校、高等学校、事業所、病院、口腔保健センター、診療所等において実施する。

実施にあたっては、地域の歯科診療所の歯科医師（かかりつけ歯科医師）等との連携の下に行われることが望ましい。

### (4) 標語、作文、絵画等の募集

児童・生徒から広く募集して、「週間」の趣旨を地域社会に普及・啓発を図る。

### (5) その他

(1) から (4) に掲げるもののほか、地域の実情に応じた適切な事業を創意工夫して実施する。

## 7 報告

鳥取市保健所、倉吉保健所及び米子保健所は、管内での実施状況を別紙に取りまとめの上、7月10日（金）までに健康政策課に報告すること。